

## 7条

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

## <目 次>

### 1. 基本方針

#### 1.1 要求事項に対する適合性

- (1) 位置、構造及び設備
- (2) 安全設計方針
- (3) 適合性説明

#### 1.2 気象等

#### 1.3 設備等

### 2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

(別添資料 1)

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について（使用済燃料乾式貯蔵施設）

### 3. 運用、手順説明資料

(別添資料 2)

運用、手順説明資料（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）

## 1. 基本方針

### 1.1 要求事項に対する適合性

#### (1)位置、構造及び設備

#### ロ 発電用原子炉施設の一般構造

#### (3) その他の主要な構造

(i) 本発電用原子炉施設は、「(1) 耐震構造」、「(2) 耐津波構造」に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。

#### a. 設計基準対象施設

#### (b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認や持ち込み点検、施錠管理及び情報システムへの外部からのアクセス遮断措置を行うことにより、接近管理、出入管理及び不正アクセス行為の防止を行える設計とする。

核物質防護上の措置が必要な区域については、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行う設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。

また、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持ち込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持ち込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持ち込み点検を行える設計とする。

さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。

## (2) 安全設計方針

### 1. 安全設計

#### 1.1 安全設計の方針

##### 1.1.1 安全設計の基本方針

##### 1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止

###### (1) 設計方針

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認や持ち込み点検、施錠管理及び情報システムへの外部からのアクセス遮断措置を行うことにより、接近管理、出入管理及び不正アクセス行為の防止を行える設計とする。

核物質防護上の措置が必要な区域については、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行う設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。

また、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持ち込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持ち込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持ち込み点検を行える設計とする。

さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。

###### (2) 体制

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。

人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。

核物質防護に関する緊急時の組織体制を第 1.1.1 図に示

す。

(3) 手順等

a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、電気通信回線を通じた外部からのアクセス遮断措置を実施する。

・外部からのアクセス遮断措置については、予め手順を整備し、的確に実施する。

・外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

・外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的実施する。

b. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、接近管理及び出入管理を実施する。接近管理及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、探知施設による集中監視、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡、物品の持込み点検並びに警備員による監視及び巡視を行う。

・接近管理及び出入管理については、予め手順を整備し、的確に実施する。

・接近管理及び出入管理に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

・接近管理及び出入管理に係る教育を定期的実施する。

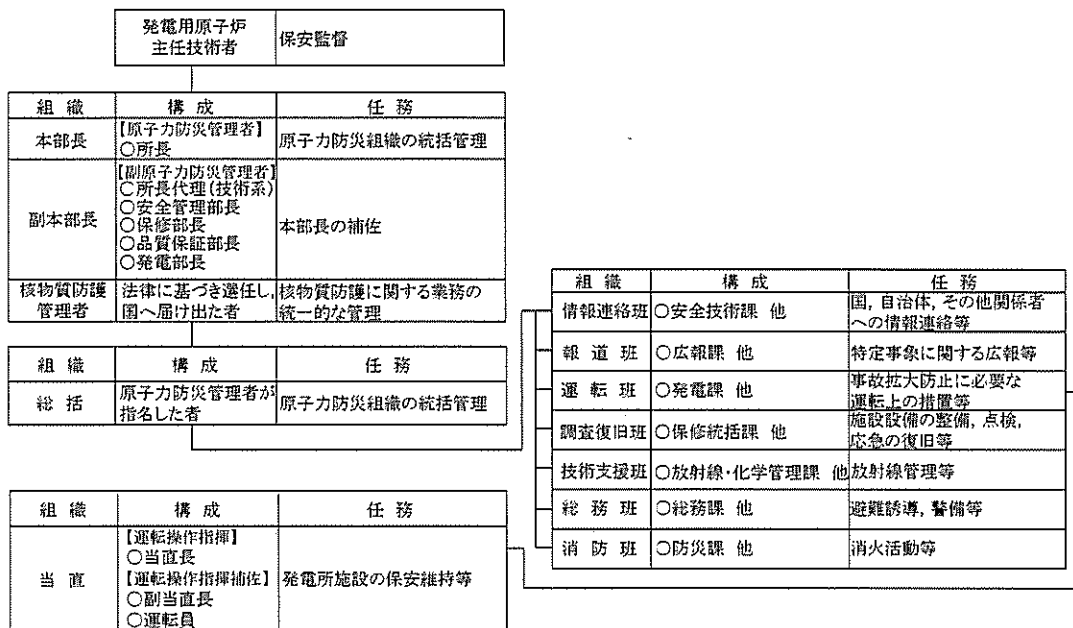


図 1.1.1 核物質防護に関する緊急時の体制図

### (3) 適合性説明

(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)

第七条 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。)を防止するための設備を設けなければならない。

#### 適合のための設計方針

使用済燃料乾式貯蔵施設を含む発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認や持ち込み点検、施錠管理及び情報システムへの外部からのアクセス遮断措置を行うことにより、接近管理、出入管理及び不正アクセス行為の防止を行える設計とする。

核物質防護上の措置が必要な区域については、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行う設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。

また、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷する恐れがある物件の持ち込み(郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持ち込みを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持ち込み点検を行える設計とする。

さらに、不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。

#### 1.2 気象等

該当なし

#### 1.3 設備等

##### 10.10 構内出入監視装置

安全施設に対する人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、照明装置、通信連絡装置、監視カメラ、磁気施錠装置等を設ける。

2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

(別添資料1)

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について(使用済燃料乾式貯蔵施設)

3. 運用、手順説明資料

(別添資料2)

運用、手順説明資料(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)



発電用原子炉施設への  
人の不法な侵入等の防止について  
(使用済燃料乾式貯蔵施設)

## 目 次

1. 概要
2. 区域の設定, 持ち込み物品の点検及び出入管理等
3. 区域の境界について
4. 郵便物等の点検
5. 不正アクセス行為の防止対策

## 1. 概要

使用済燃料乾式貯蔵施設を含む発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認や持ち込み点検、施錠管理及び情報システムへの外部からのアクセス遮断措置を行うことにより、接近管理、出入管理及び不正アクセス行為の防止を行える設計とする。

核物質防護上の措置が必要な区域については、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行う設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。

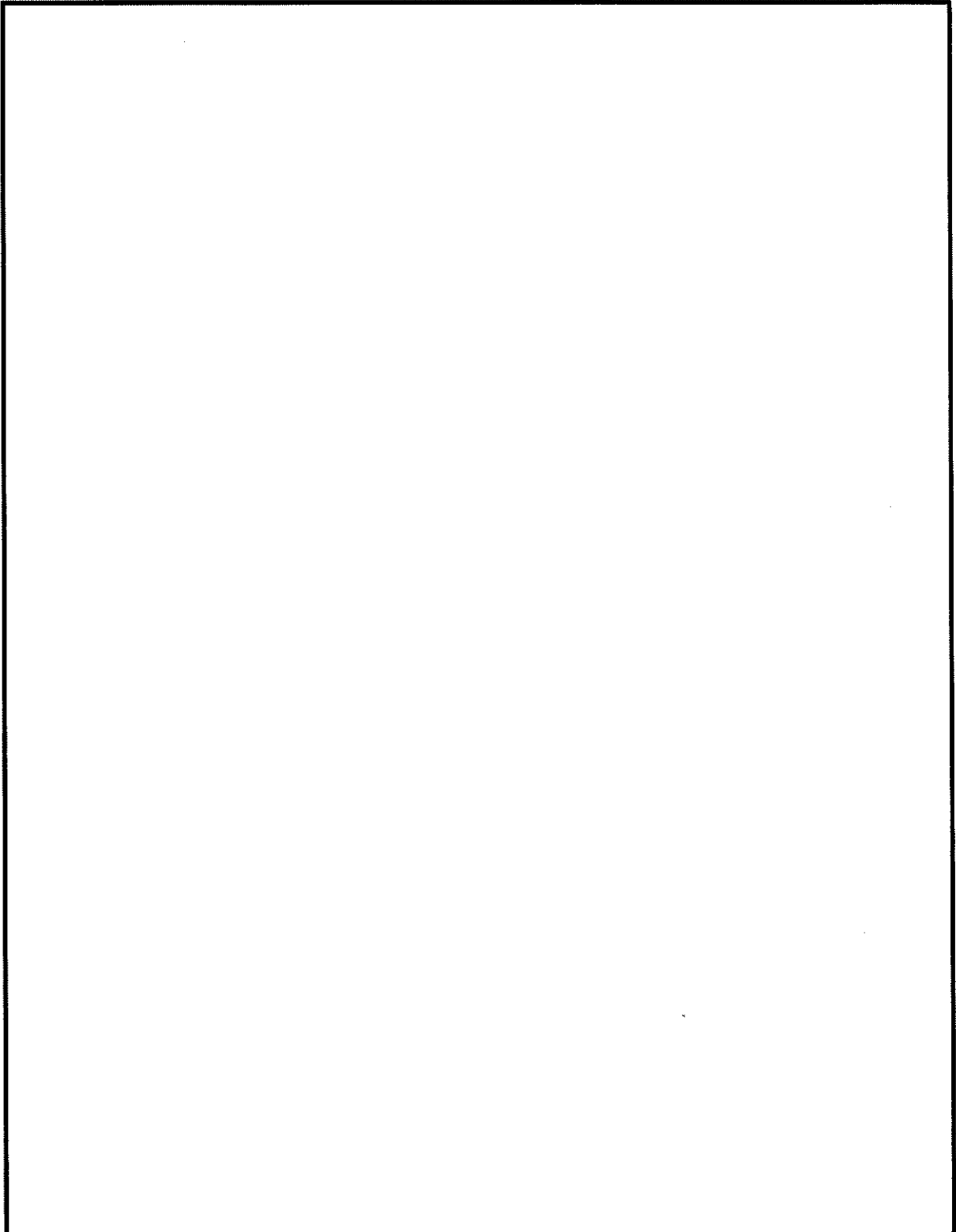
また、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持ち込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持ち込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持ち込み点検を行える設計とする。

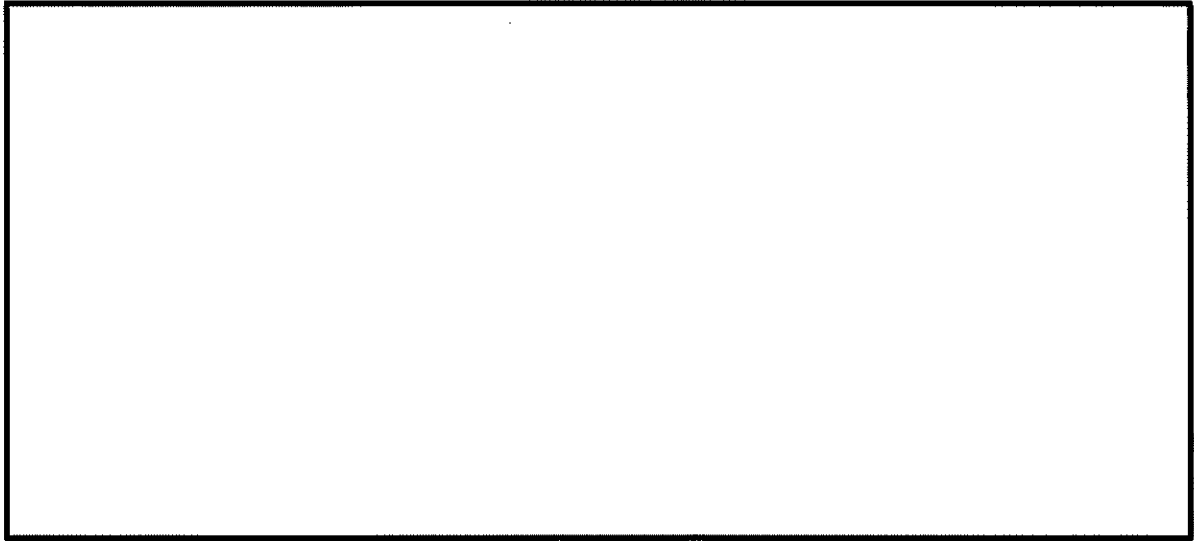
さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。

2. 区域の設定，持ち込み物品の点検及び出入管理等

人の不法な侵入を防止するため、区域を設け、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画し、その境界等において、警備員や設備により、巡視、監視等を実施している。

具体的には、以下のとおり。



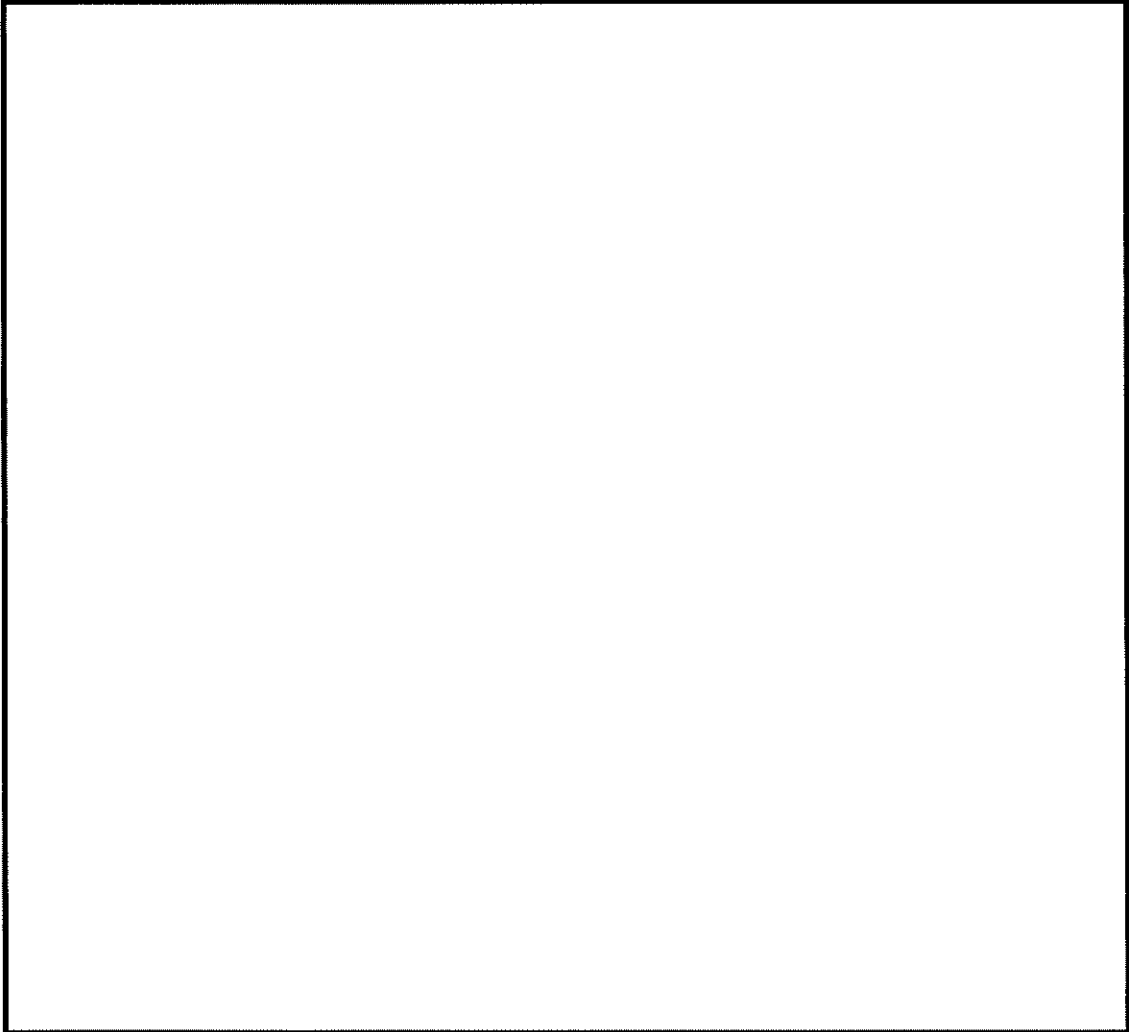


(6) その他

放射線管理区域の出入口において、放射性物質が持ち出されていないことを設備により確認している。また、使用済燃料の輸送時には、計画された燃料のみが搬出されていることを社員が確認している。

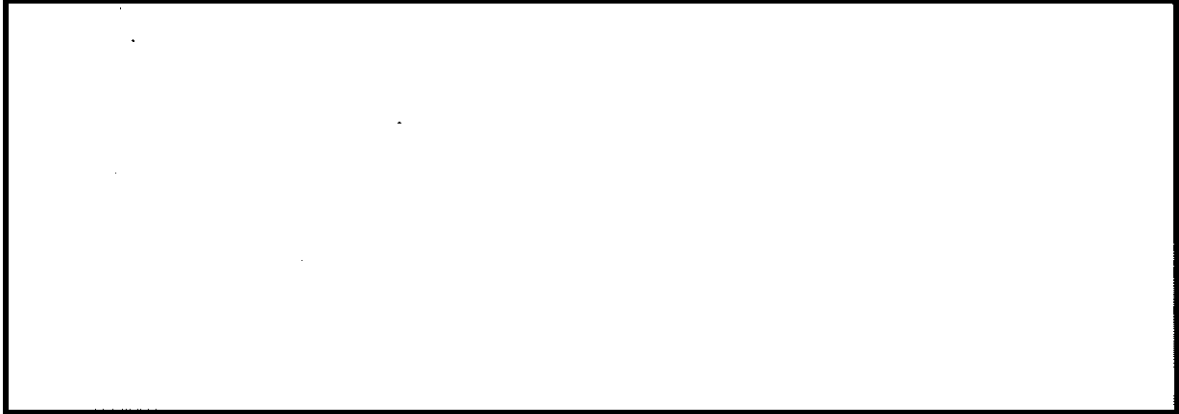
3. 区域の境界について

人の不法な侵入を防止するため、発電所内に区域を設け、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画し、その境界（車両ゲート、出入口）等において、警備員や設備により、巡視、監視等を実施している。



4. 郵便物等の点検

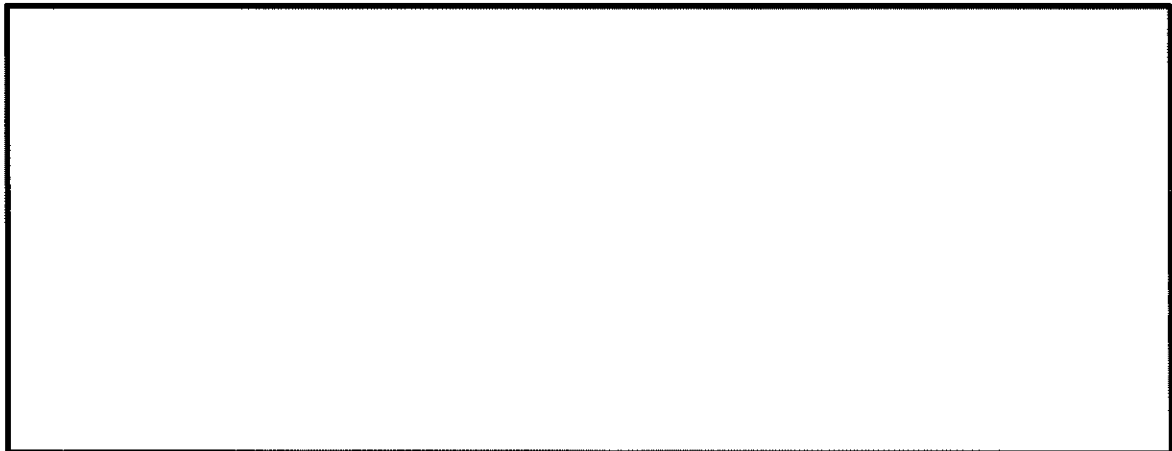
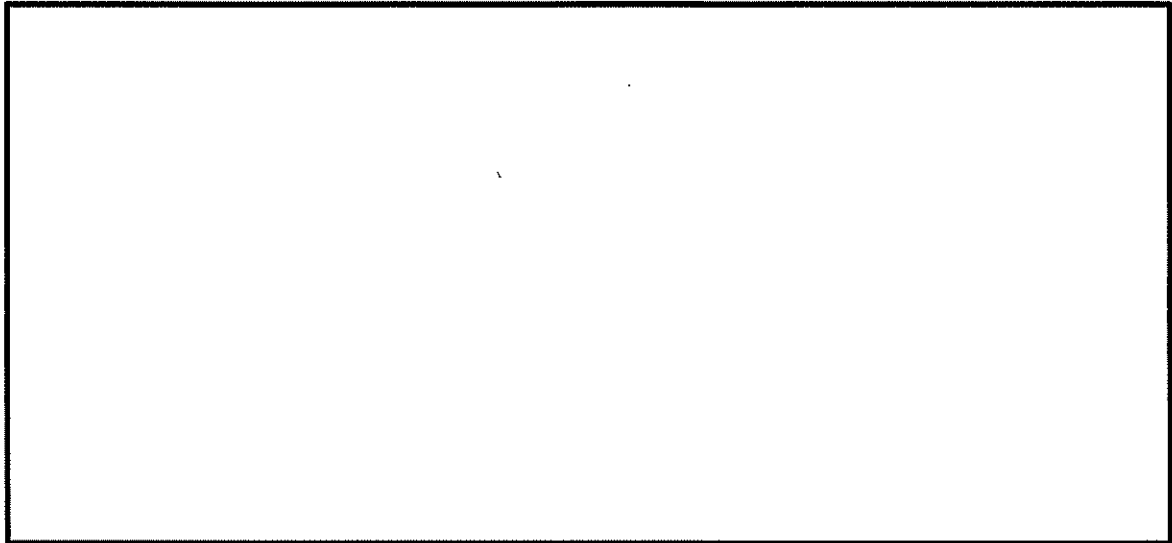
郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを防止するため、発電所の入口で以下の確認を実施している。



5. 不正アクセス行為の防止対策

不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。

具体的には、以下の対策等を実施している。



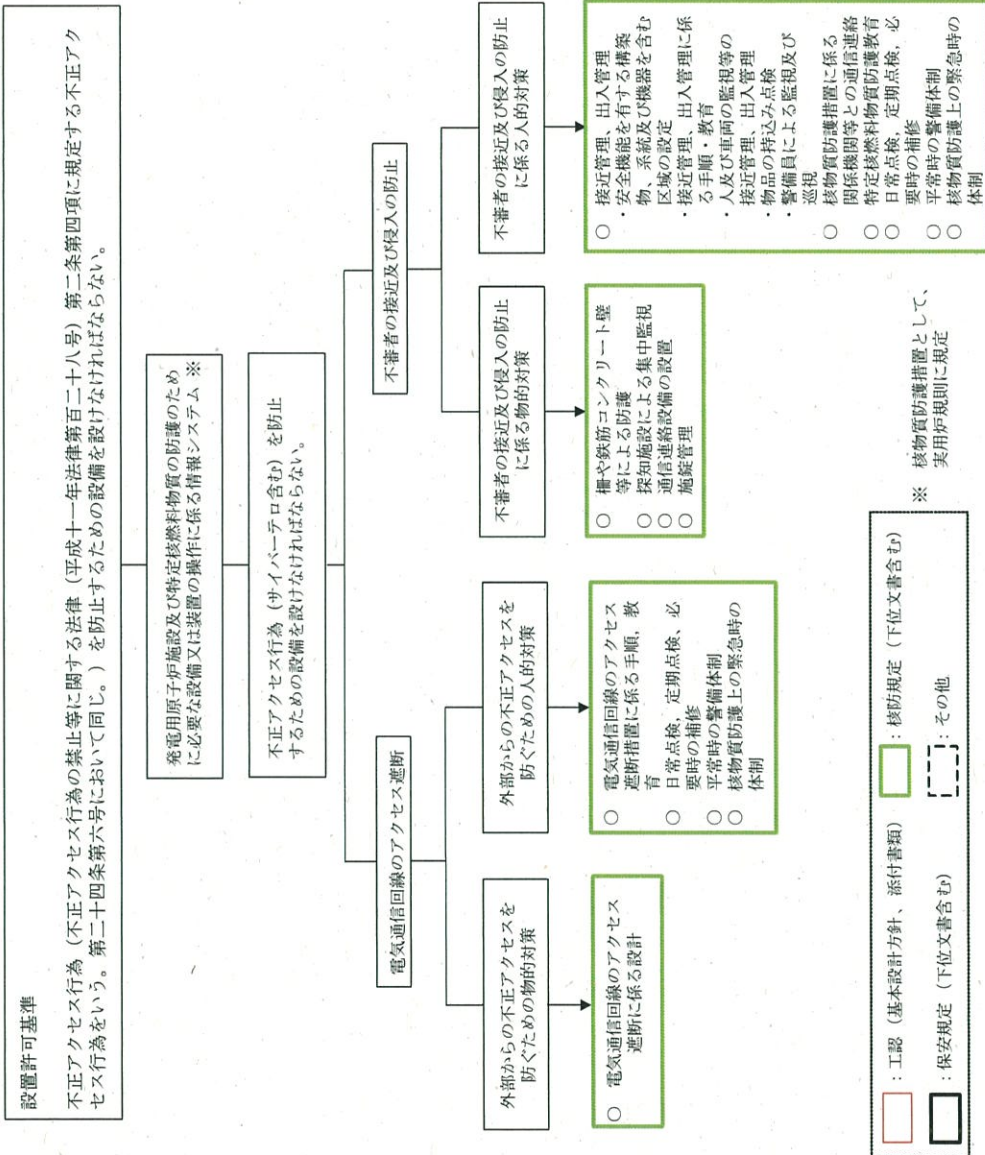


## 伊方発電所 3 号炉

### 運用，手順説明資料

(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)

# 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止



運用、手順に係る運用対策等（設計基準）

| 設置許可基準対象条文                                  | 対象項目          | 区分  | 運用対策等  |
|---|---------------|---|--|
| 第7条<br>原子炉施設への人の不法な侵入等の防止<br>※ 核物質防護対策として実施 | 電気通信回線のアクセス遮断 | 運用・手順<br><br>体制<br><br>保守・訓練<br><br>教育・訓練 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス遮断措置に係る手順</li> <li>・平常時の警備体制</li> <li>・核物質防護上の緊急時の体制</li> <li>・日常点検、定期点検、必要時の補修</li> <li>・特定核燃料物質防護教育</li> <li>・アクセス遮断措置に係る教育</li> </ul>   |
|   | 不審者の接近及び侵入の防止 | 運用・手順                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・接近管理、出入管理<br/>                         安全機能を有する構築物、系統及び機器を含む区域の設定<br/>                         接近管理・出入管理に係る手順<br/>                         人及び車両の監視等の接近管理、出入管理<br/>                         物品の持込み点検<br/>                         警備員による監視及び巡視<br/>                         核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡</li> </ul> |
|   |               | 体制<br><br>保守・訓練<br><br>教育・訓練              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時の警備体制</li> <li>・核物質防護上の緊急時の体制</li> <li>・日常点検、定期点検、必要時の補修</li> <li>・特定核燃料物質防護教育</li> <li>・接近管理・出入管理に係る教育</li> </ul>  |